

国民健康保険税の税率が変わりました

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療機関で受診ができるように、日ごろ保険税を出し合い保険医療を受けられる制度です。

医療機関などでかかった医療費は、加入する皆さんが一定割合を自己負担分として医療機関の窓口などで支払い、残りの費用を保険から支払っています。

高齢者人口の増加や医療技術の進歩・普及などにより、医療費が年々増えており、今後も更なる増加が見込まれます。

これまで、加入する皆さんの保険税の負担が大きくなるように、国民健康保険基金の取り崩しなどで対応してきましたが、平成22年度には基金も底をつき、医療費の支払いに必要な収入に満たない状況となりました。

平成23年度は不足分を税率の引き上げのみで補うと一気に皆さんの負担増となるため、前年度繰越金の一部を財源に充て、本来福祉・教育・道路整備などに使われるべき「一般会計」から繰入金として支援を受け、必要最低限の税率の引き上げをすることになりました。

また、後期高齢者支援金分・介護給付金分についても、平成23年度のそれぞれの制度への納付額の増加により、税率の引き上げを行うことになりました。

皆さんには、さらなるご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

			改定前	改定後
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	4.95/100	6.00/100
	資産割額	固定資産税額に乗ずる率	45.0/100	据え置き
	均等割額	1人につき	20,700円	22,000円
	平等割額	1世帯につき	30,000円	32,000円
	課税限度額		500,000円	510,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	1.80/100	1.97/100
	均等割額	1人につき	9,000円	10,400円
	課税限度額		130,000円	140,000円
納付金分 介護金分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	1.35/100	2.13/100
	均等割額	1人につき	12,300円	15,400円
	課税限度額		100,000円	120,000円

国民健康保険税の軽減制度

所得が一定額以下の世帯には、国民健康保険税の負担の軽減を図るため、均等割額および平等割額を軽減することを法律で定めています。ただし、低所得世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減の対象となりません。

○均等割額と平等割額の軽減

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の前年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

※国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。発送直前まで保険税の計算を行っておりますので、7月中旬までは保険税額のお問い合わせにお答えできない場合があります。ご了承ください。